

論 説

ドイツ社会法における記録閲覧権と 自己情報の開示をめぐって —ドイツ社会法典第 10 編 25 条 2 項の解釈論の現在—

大 沢 光

はじめに

一 第 10 編 25 条 2 項制定の理由

- 1 制定の経緯と連邦政府の提案理由
- 2 制定の意義

二 第 10 編 25 条 2 項をめぐる解釈論

- 1 「媒介」の判断構造
- 2 「健康上の事情に係る表示」並びに「人格の成長及び発展を損なう表示」の内容
- 3 「媒介」を行うか否かに係る裁量判断の考慮事項
- 4 どのような者に「媒介」させるべきか—媒介者選択の裁量判断に係る考慮事項
- 5 関係人本人が「媒介」を拒否した場合

三 本人の利益の保護を理由とした記録閲覧の拒絶可能性

- 1 連邦通常裁判所の論理
- 2 連邦行政裁判所の論理

四 自己情報の開示に係る記録閲覧権論の到達点

- 1 第 10 編 25 条 2 項の意義の再評価
- 2 二つの意義

おわりに

はじめに

本稿は、受給権者の生存権を基盤にした社会保障受給権の実現にふさわしい行政手続とはいかなるものかという従来からの問題関心に基づいて¹⁾、関係人²⁾本人に係る記録³⁾の閲覧について特に定めるドイツ社会法典第10編（以下、単に「第10編」という）25条2項を素材に、第10編25条に基づく記録閲覧権論の現在の到達点の「一端」を明らかにすることを課題とする⁴⁾。

- 1) 例えば、拙稿「ドイツ社会法における聴聞の瑕疵の治癒論の現在—社会法典第10編41条2項の改正をめぐって—（一）」島大法学49巻1号（2005年）53頁以下（以下、「拙稿・註1)-1論文」という）、55頁、同「ドイツ社会法における聴聞の要件論の現在—ドイツ社会法典第10編24条1項『権利を侵害する行政行為』の解釈をめぐって—」島大法学49巻4号（2006年）91頁以下（以下、「拙稿・註1)-2論文」という）、93頁を参照。
- 2) 誰が「関係人」に当たるかについては、第10編12条の定めによる（「代理人」（第10編13条）も関係人の法的地位を有する。Vgl. z.B. Sebastian Weber, in: Christian Rolfes/Richard Giesen/Ralf Kreikebohm/Peter Udsching (Hrsg.), Beck'scher Online-Kommentar Sozialrecht (Stand: 1.9.2017)（以下、「BeckOK」という）、§25 SGBX Rn. 5, 6.）同条は、「関係人」について定める連邦行政手続法13条とほぼ同じ条文となっている。連邦行政手続法における「関係人」の概念については、さしあたり、岩本浩史「ドイツ行政手続法における第三者の手続参加（1）」島根県立大学総合政策論叢2号（2001年）1頁以下を参照。
- 3) 「記録」（Akte）とは、情報化・IT化が急速に進んだ社会状況を反映して、今日では、記録媒体を問わず行政機関が保有する「情報」（Information）（以下、「行政保有情報」という）と捉えられるのが通常であって、電子データもこれに含まれる。さしあたり、vgl. z.B. Bernd Mutschler, in: Anne Körner/Stephan Leither/B. Mutschler (Hrsg.), Kasseler Kommentar zum Sozialversicherungsrecht, Loseblatt, München 2017（以下、「KasselerKomm」という）、§25 SGBX Rn. 7. Auch, vgl. §25 Abs. 5 S. 2 SGBX. ドイツにおける電子政府化の経緯と現状については、さしあたり、米丸恒治「ドイツにおける電子政府の現状と電子的行政手続法」季刊行政管理研究101号（2003年）19頁以下、同「行政文書の電子化と一元的管理保存に向けた動向と課題—ドイツの電子政府法・標準化動向等の紹介を中心に—」行政&情報システム50巻5号（2014年）56頁以下を参照。
- 4) 本稿は、記録閲覧の対象となる情報が閲覧を請求した関係人自身の情報であった場合に、その閲覧が拒絶される場合があるかといった問題に限定して連邦レベルの社会行政手続法上の記録閲覧権の保障を論ずるものである。日本においては、「行政手続法」（1993（平成5）年11月12日法律第88号）18条が定める文書閲覧権の対象が聴聞に係る情報に限られていることもあり、文書閲覧権に係る議論は深まっていない（例えば、もっぱら情報公開の視点から文書閲覧制度を考察した、芝池義一「行政手続における文書開示—文書閲覧制度と情報公開制度」法学論叢134巻1号（1993年）1頁以下のほか、室井力・芝池義一・浜川清編著『コンメンタール行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法〔第2版〕』（日本評論社、2008年）177頁以下〔久保茂樹執筆〕、宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第5版〕』（有斐閣、2013年）434頁以下などを参照）。行政が保有する自己情報の開示をめぐっては、もっぱら「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」（2003（平成15）

第10編は、25条1項1文において、「行政庁は、関係人がそれを知ることが自己の法的利益の主張又は防御のために必要である限りで、その者に対し、手続に関する記録の閲覧を認めなければならない。」と定め、行政庁に対し、行政決定に至る手続に係る記録を関係人に閲覧させることを義務づけている⁵⁾。

他方、第10編は、社会保障行政において閲覧の対象となる行政保有情報の特質に照らし、市民が給付を受けるにあたって開示したその者の秘密に係る情報を保護する観点から、3項において、「行政庁は、関係人又は第三者の正当な利益のために秘密にされなければならない限り、記録閲覧を認める義務を負わない。」ことを定め、一定の場合に閲覧の拒絶を認めている⁶⁾。

こうした法構造において、関係人が自己情報の閲覧を求める場合、第10編は25条2項において特別の閲覧方法を定めている。第10編25条2項は以下の通りである。

年5月30日法律第58号）（以下、「行政機関個人情報保護法」という）に基づく自己情報開示請求権の問題として論じられている（註66）を参照）。

なお、記録閲覧（Akteneinsicht）という概念は、ドイツにおいては、しばしば、行政保有情報への一般的なアクセスを求める権利（「情報を受ける権利」（Informationsrecht））論において用いられてきたようである。この点について、vgl. z.B. Hans-Joachim Mengel, Akteneinsicht in Verwaltungsverfahren, Verw 1990, S. 377 ff.; Stephan W. H. Lodde, Informationsrechte des Bürgers gegen den Staat, Köln, Berlin, Bonn, München 1996; Georgios Trantas, Akteneinsicht und Geheimhaltung im Verwaltungsrecht, Berlin 1998; Dieter Kugelmann, Die informatorische Rechtsstellung des Bürgers, Tübingen 2001.

- 5) 行政手続における記録閲覧権の保障は、一般に、手続当事者への公開を原則とする「制限的記録公開の原則」（Prinzip der beschränkten Aktenöffentlichkeit）に基づくものと説明される（参照、海老沢俊郎『行政手続法の研究』（成文堂、1992年）242頁）。もっとも、連邦社会裁判所は、社会行政手続法上の記録閲覧権の原則を「記録公開原則」（Grundsatz der Aktenöffentlichkeit）と表現しているが、立法者はこれを無制限には導入していないとも述べている。Vgl. BSG, Urteil vom 30. 11. 1994-11 RA r 89/94, NJW 1995, 1447, 1448. Auch, z.B. vgl. B. Mutschler, Kasseler Komm., § 25 SGB X Rn. 2. なお, T. Troidl によれば、「記録公開原則」（Prinzip der Aktenöffentlichkeit）はドイツ連邦情報公開法により公行政について導入されたと指摘されている（Thomas Troidl, Akteneinsicht im Verwaltungsrecht, München 2013, S. 3, Rn. 8.）。ドイツ連邦情報公開法については、さしあたり、米丸恒治「ドイツ連邦情報公開法の概要」季報情報公開個人情報保護 18号（2005年）42頁以下を参照。
- 6) 3項において問題になるのは、もっぱら第10編第2章（67条以下）に定める「社会データ保護（Sozialdatenschutz）」の規定である。第10編67条1項1文によれば、「社会データは、第1編第35条に掲げる機関によってこの法典に基づく任務に関して収集され、処理され又は利用される、特定又は特定可能な自然人（関係人）の個人的又は客観的な事情に関する個別的な表示をいう。」

「記録が関係人の健康上の事情に係る表示 (Angabe über gesundheitliche Verhältnisse eines Beteiligten) を含む限り、行政庁は記録の開示に代わり医師を通じて関係人に記録の内容を伝えさせることができる。記録閲覧が関係人に過度の不利益 (unverhältnismäßiger Nachteil)、とりわけ、健康上過度の不利益を与えるおそれがある限り、行政機関は医師を通じて記録の内容を伝えるものとする。第1文及び第2文は、記録が関係人の人格の成長及び発展を損なう表示を含む限りで、以下の場合、すなわち、教育課程を修了しかつ生活経験及び職業経験を有する者であって (durch Vorbildung sowie Lebens- und Berufserfahrung)、記録の内容を伝えることに適切でありかつこれを可能にする行政機関の職員 (Bedienstete) を通じて記録の内容が伝えられることができる場合に準用する。第1項に基づく権利は、制限されない。」

こうした、関係人本人から自己の健康等に係る行政保有情報の開示が求められた場合に医師等の専門家を通じて閲覧させることを求める定めは、連邦行政手続法 29 条にはみられない⁷⁾。そこで、以下、まずこうした一般行政手続法とは異なる規定が置かれた理由を確認したうえで (一)、当該規定をめぐる解釈論を考察し、自己情報の開示に係る閲覧の拒絶が認められる可能性を検討することで (二、三)、第 10 編 25 条 2 項をめぐる解釈論の到達点を探っていくことにする (四)。

7) ドイツ社会法領域を規律する行政手続法である第 10 編が連邦行政手続法を範として構想されたことについては、vgl. BT-Dr. 8/2034, S. 29. 第 10 編制定の経緯については、拙稿・註 1)-1 論文の「はじめに」54～55 頁、また、とりわけ 56 頁の註 2 及び 58 頁の註 9 を参照のこと。さらに、一般行政領域に適用される連邦行政手続法 29 条の制定理由や 1980 年代までの解釈論については、海老沢・前掲註 5) 書を、1990 年代の同法 29 条をめぐる解釈論については、岩本浩史「文書閲覧の法的性格と機能—ドイツ法を素材として (1)(2・完)」法学論叢 143 巻 2 号 (1998 年) 47 頁以下、同 144 巻 3 号 (同年) 67 頁以下を、それぞれ参照せよ。なお、ドイツにおいては、記録閲覧権は、一般に、関係人の聴聞を求める権利 (以下、「聴聞権」という) の補完又は前提条件であって、聴聞権とともに法治国家を具体化する行政手続上の中核的な権利であると位置づけられている。Vgl. Karl Friedrich Köhler, Die Informationsrechte der Beteiligten im sozialrechtlichen Verwaltungsverfahren, Hamburg 2014, S. 189. 記録閲覧権の憲法上の基礎づけについては、さしあたり、vgl. z.B. T. Troidl, a. a. O., S. 3 ff. ドイツ社会法における関係人の聴聞権については、さしあたり、拙稿・前掲注 1)-2 論文を参照。

一 第10編25条2項制定の理由

1 制定の経緯と連邦政府の提案理由

政府草案においては、医師又は専門職員により間接的に記録を開示することができる定めが24条3項として設けられていた。その文言は、現行規定の4文を除く文言と同じである。

こうした規定を置いた理由を、政府草案の理由書は以下の通り説明していた。すなわち、「第3項は、とりわけ、医師による鑑定が深刻な病（schwere Erkrankung）又は余命を扱う限りで、医師によって打ち明けられる（eröffnet werden）ことを確実なものにする。このことによって、関係人がその後にもそれにもかかわらず記録を閲覧することができるということは、しかしながら排除されない。」⁸⁾

当該政府草案24条3項に対し、ドイツ連邦議会の労働及び社会秩序に関する委員会の政府草案に対する最終勧告及び報告（Beschlussempfehlung und Bericht des Ausschusses für Arbeit und Sozialordnung）（以下、「委員会勧告」という）は、当該規定を、閲覧拒絶事由を定めていた規定の前に移して2項とし、「第1項に基づく権利は、制限されない。」という4文を新たに挿入した。委員会勧告によれば、当該修正は、「たとえこれが健康状態に関する広範囲に及ぶ表示を含む場合であっても、関係人は医師による開示にもかかわらず、自ら記録を閲覧することができることを確実にする」ために行われた⁹⁾。以上のような委員会勧告は、修正なくして受け入れられた。

2 制定の意義

政府草案を検討した法学者は、こうした規定を積極的に評価している。例えば、F. E. Schnapp は、主観的権利の制限はまさに市民の役に立ちうるということが、草案の3項からも生ずると指摘していた¹⁰⁾。また、W.

8) BT-Dr. 8/2034, S. 32.

9) BT-Dr. 8/4022, S. 81.

10) Friedrich E. Schnapp, Der beteiligte Bürger im sozialrechtlichen Verwaltungsverfahren, BStSozArbR 1980, S. 87 ff., S. 90.

Thieme も、政府草案は、自然人が知ることにより「過度の不利益」、とりわけ健康上の不利益が与えられるようなおそれがある場合には行政庁に記録閲覧の遂行を義務づけないという「興味深い」手段に訴えたのだと指摘していた。

W. Thieme はこのように指摘した理由を次のように説明する。すなわち、記録閲覧権は特殊に社会法上の問題を提起する。社会法上の手続行為が申請者の健康状態に関する所見報告 (Befundbericht) 及び鑑定 (Gutachten) を含むことはめずらしくない。医師の情報提供は給付するか否かの決定を左右することから、こうした資料について申請者が閲覧を保障されることは法治国家的に決定的な意味を持つが、他方で関係人の利益においても健康状態に関する完全な情報提供が与えられない場合がもちろんある。こうした場合に、完全に拒否するか完全に開示するかという「硬直した」解決をするのは目的適格的ではないのであって、その中間的な解決が正しい解決である、と¹¹⁾。

委員会勧告による4文の挿入と、こうした評価から、次のような点が指摘できよう。第一に、社会給付決定の要否の判断にとって重要な根拠となるのはその者の健康状態に係る医師等の所見や鑑定等であること、そのため、法治国家における行政手続の重要性からすれば、こうした情報は開示されなければならないこと、第二に、しかし、こうした情報を開示することは本人に過度の不利益を与える可能性があることも否定できない。それゆえ、第三に、2項はこれらの価値の衝突を柔軟に解決すべく、行政機関に対し、すぐに記録閲覧を拒絶してはならず、こうした場合には医師等の専門家の利用という間接的なやり方 (これを学説は「媒介」(Vermittlung) と称する) で記録閲覧を認めなければならない。4文を挿入し、かつ、閲覧拒絶事由を定める規定の前に当該規定を置くこととしたのは、本人の利益の保護を理由とした閲覧の拒絶を許容するものではないことを明確にす

11) Werner Thieme, Aktuelle Probleme des sozialrechtlichen Verwaltungsverfahrens, SGB 1977, S. 1 ff., S. 3. 連邦行政手続法に対する特殊性 (Besonderheit) という観点から第10編の政府草案を検討した H. Maurer も、特殊性ある規定の一つに第10編25条2項を挙げていた。H. Maurer は、社会的に根拠づけられた注目に値する特殊性が関係人の健康上の事情に関する表示を含む文書について存在するとして、こうした文書の開示に当たって特別の閲覧方法が採られていることを指摘していた。Vgl. Hermut Maurer, Der Entwurf eines Sozialgesetzbuchs (SGB)- Verwaltungsverfahren, JuS 1979, S. 302 ff., S. 303.

ドイツ社会法における記録閲覧権と自己情報の開示をめぐる（大沢）

る趣旨であったとみることができよう。

それゆえ、第10編25条2項においては、本人の利益保護と記録閲覧権を調和させつつ¹²⁾、記録閲覧権の保障が本人の利益保護に優先されているとみることができる。以下では、本人の利益保護と記録閲覧権の「対抗」の具体的な中身を明らかにするために、当該規定をめぐる解釈論を追っていくことにする。

二 第10編25条2項をめぐる解釈論

1 「媒介」の判断構造

2項は、閲覧を求められた記録が関係人の「健康上の事情に係る表示」を含む場合に医師に「媒介」させるか否かを行政庁の裁量に委ね（1文）、こうした情報を閲覧させることにより、とりわけ関係人に健康上「過度の不利益」を与えるおそれがある場合については、医師に媒介させるべきものとしている（2文）。閲覧を求められた情報が関係人の「人格の成長及び発展を損なう表示」を含む場合には、「媒介」者に専門職員も含め、1文同様、これらの者に「媒介」させるか否かの判断を行政庁の裁量に委ね、こうした情報を閲覧させることにより関係人に「過度の不利益」を与えるおそれがある場合は、2文同様、これらの者に媒介させるべきとされている（3文）。

このように、2項は医師等に媒介させるか否かにつき行政庁の裁量を認めているが、当該裁量は、「健康上の事情に係る表示」又は「人格の成長及び発展を損なう表示」により「過度の不利益」が生じるおそれがある場合には、通常、ゼロに収縮し、行政庁は医師等に媒介させることが義務づけられると解されている。それゆえ、媒介させないことが許されるのは、個々の事案の特殊性を考慮すべき例外的な場合に限られる¹³⁾。

12) Jutta Siefert, in: Matthias von Wulffen/Bernd Schütze (Hrsg.), SGB X-Sozialverwaltungsverfahren und Sozialdatenschutz, 8. Aufl., München 2014 (以下、「von Wulffen SGB X」という)、§ 25 Rn. 28.

13) Heinrich Lang, in: Björn Diering/Hinnerk Timme (Hrsg.), Sozialgesetzbuch X: Sozialverwaltungsverfahren und Sozialdatenschutz. Lehr- und Praxiskommentar, 4. Aufl., Baden-Baden 2016 (以下、「LPK」という)、§ 25 Rn. 10; Carolin Franz, in: Bernd Mutschler/Ingo Palscherm (Hrsg.), juris PraxisKommentar SGB X, Saarbrücken 2013 (以下、「jurisPK」

2 「健康上の事情に係る表示」及び「人格の成長及び発展を損なう表示」の内容

関係人の健康に係る情報はすべて「健康上の事情に係る表示」に含まれるが、そのうち、医師の媒介が問題になるような事情としては、記録の内容が素人にとってひどく理解しがたいものである場合や、専門知識に基づいた手ほどきがなくては誤解を生むような内容である場合が挙げられる¹⁴⁾。したがって、医師の所見や調査結果、鑑定書等であれば、通常、媒介の実施が検討されることになる。

また、「人格の成長及び発展に係る表示」については、例えば、関係人の性質や適性、才能、素質、気質、知識、社会的振る舞いなどに係るものが挙げられる¹⁵⁾。こうしたものが「人格の成長及び発展を損なう」場合としては、新たな事柄に取り組む意思又は用意を失わせるような否定的な表示であることが挙げられよう¹⁶⁾。先に挙げた医師の所見や鑑定書、また心理学的調査の記録等は、こうした事柄に係る表示を含むものも多いであろう。

3 「媒介」を行うか否かに係る裁量判断の考慮事項

上記のような表示を含む記録の閲覧の媒介を実施するかどうかについては、一般に、表示の意義や本人の性格の強さ、教育状況、職業、年齢等を考慮して個別的に検討すべきとされる¹⁷⁾。もっとも、本人が閲覧しようとする記録の内容をすでに知っている場合や本人に専門知識があるような場合、また代理人に閲覧させる場合には媒介を実施する必要はないと解され

という)、§25 Rn. 34, 35; Dieter Leopold, in: Kurt Jahn (begründet), Sozialgesetzbuch für die Praxis - SGBX-Kommentar, Loseblatt, Berlin 2000 (以下、「Jahn SGBX」という)、§25 Rn. 6; Horst Peters, in: H. Peters/Hubertus Hommel, Sozialgesetzbuch Verwaltungsverfahren (SGBX) Kommentar, Loseblatt, Stuttgart 1989 (以下、「Peters SGBX」という)、§25, S. 509 f., 4 f); J. Siefert, von Wulffen SGBX, §25 Rn. 30; Franz Bielefeld, Das soziale Verfahrensrecht des SGBX: Zum Verhältnis von SGBX und VwVfG, Baden-Baden 1997, S. 107; K. F. Köhler, a. a. O., S. 207 f.

14) J. Siefert, von Wulffen SGBX, §25 Rn. 29.

15) H. Peters, Peters SGBX, §25, S. 511, 4 m).

16) F. Bielefeld, a. a. O., S. 107.

17) H. Peters, Peters SGBX, §25, S. 509, 4 c).

ドイツ社会法における記録閲覧権と自己情報の開示をめぐる（大沢）

ている¹⁸⁾。それゆえ、こうした事情がなく、かつ、本人が自らに閲覧させるよう求めないのであれば、通常、媒介を実施するという取り扱いをすることが適切であろう。

これに対し、関係人に「過度の不利益」、とりわけ健康上の過度の不利益を与えるおそれがある場合には、媒介を実施しなければならないと解されていた（二一参照）。ここでいう、「過度の不利益」とは、例えば、本人が直接記録をみることによって、激しい精神的な（心的な）反応が生じうる場合、例えば、ショック状態や自傷行為、自殺等に至るおそれがある場合が考えられている¹⁹⁾。また、麻薬摂取への逃避や財産の浪費に至るおそれが挙げられることもある²⁰⁾。

こうした結果を引き起こし得る記録としては、例えば、本人が知らない余命や不治の病等の記録が挙げられる²¹⁾。こうした記録を閲覧することにより本人がどのような反応をするのか明らかでない場合には媒介を実施しなければならないが²²⁾、本人がそのことを知っていて甘受しているような場合には、媒介を実施する必要はないと解される²³⁾。

4 どのような者に「媒介」させるべきか—媒介者選択の裁量判断に係る考慮事項

行政庁又は給付主体が媒介を委ねる相手は、医師又は専門職員とされている。

医師については、外部の医師に委託することも可能であり、むしろ、家庭医等本人が信頼する医師に委ねることをまず検討すべきとの見解もみられる²⁴⁾。また、表示の内容によっては、専門医も検討すべきとされ、目的に応じた選択が求められている²⁵⁾。

18) J. Siefert, von Wulffen SGB X, § 25 Rn. 29.

19) C. Franz, jurisPK, § 25 Rn. 34; H. Peters, Peters SGB X, § 25, S. 509 f., 4 f).

20) H. Peters, Peters SGB X, § 25, S. 510, 4 h).

21) S. Weber, BeckOK, § 25 SGB X Rn. 26; C. Franz, jurisPK, § 25 Rn. 34.

22) J. Siefert, von Wulffen SGB X, § 25 Rn. 30.

23) H. Peters, Peters SGB X, § 25, S. 509 f., 4 f).

24) H. Peters, Peters SGB X, § 25, S. 510, 4i).

25) H. Peters, Peters SGB X, § 25, S. 510, 4i). もっとも、外部の者に委託する場合には、データ保護の観点から関係人の「同意」を要する。Vgl. z.B. B. Mutschler, KasselerKomm, § 25 SGB X Rn. 14; J. Siefert, von Wulffen SGB X, § 25 Rn. 31; C. Franz, jurisPK, § 25 Rn. 34.

これに対し、専門職員は行政機関の職員であることが定められている。当該専門職員は、必要な教育を受け、生活・職業経験を積んだ者であって、こうした特別な情報開示の方法にふさわしく、また、それを可能にする者でなければならないとされる²⁶⁾。法が一定の職業を定めていないのは、むしろ、専門知識を確実に用い、人間に関する知識を備えた、人の扱いに慣れている者であることが求められているからである²⁷⁾。

5 関係人本人が「媒介」を拒否した場合

4文は、「媒介」という方法による記録閲覧は、1項に基づく記録閲覧権を制限するものではないと定める。当該文言からすれば、関係人が医師又は専門職員による「媒介」を拒否し、直接閲覧させるよう求めた場合には、たとえ当該関係人に「過度の不利益」を与えるおそれがある記録であったとしても、行政庁は当該関係人本人に対して閲覧を行うことを拒絶できないと解される²⁸⁾。

このように、明文の規定により関係人本人の記録閲覧は制限されないことが定められているにもかかわらず、学説には、行政庁が一定の場合に関係人本人による直接の閲覧を拒絶することを許容する見解がみられる。例えば、A. Maeck は、医師に危害が加えられる可能性に加え、医学的な事実関係の開示により関係人本人に重大な健康上の影響が引き起こされるような場合に、関係人本人に閲覧を拒絶しうる可能性を検討している²⁹⁾。ま

26) 通例、心理学を学んだ職員（のみ）が適しているとされる。Vgl. J. Siefert, von Wulfen SGB X, § 25 Rn. 32.

27) D. Leopold, Jahn SGB X, § 25 Rn. 7.

28) Vgl. H. Lang, LPK, § 25 Rn. 10; B. Mutschler, KasselerKomm, § 25 SGB X Rn. 14; S. Weber, BeckOK, § 25 SGB X Rn. 27; C. Franz, jurisPK, § 25 Rn. 36; K. F. Köhler, a. a. O., S. 207 f. 行政庁は媒介を強制することはできない (C. Franz, ebenda.)。なお、社会法典第1編（総則）（以下、単に「総則」という）は、60条以下において関係人の協力義務を定めている。総則は、当該協力義務が履行されない場合には66条において給付主体に給付の拒否を行う権限を与えているが、こうした枠組みにおいて関係人本人が「媒介」を受け入れる義務は存在しないと解されている (Vgl. z.B. J. Siefert, von Wulfen SGB X, § 25 Rn. 33.)。ドイツ社会法における関係人の協力義務については、さしあたり、拙稿「ドイツ社会法における協力義務の法構造（一）～（三）・完」名古屋大学法政論集172号（1998年）115頁以下（同125頁註（14）に引用した諸文献も参照）、同174号（同年）177頁以下、同175号（同年）253頁以下を参照。

29) Almut Maeck, Das Akteneinsichtsrecht des Versicherten nach § 25 SGB X - Zur Frage,

た、S. Roller は、自殺の危険があるといっためったにない場合には、「超法規的緊急事態」(übergesetzlicher Notstand) を引き合いに出して記録の閲覧を全部又は一部拒絶することが許されるとする³⁰⁾。

このようにして、たとえ4文が存在するとしても、本人の利益の観点からなおも閲覧を拒絶することが許されるという見解がみられるのはなぜなのだろうか。こうした見解においては、なにゆえに本人の利益保護が優先されているのだろうか。

学説において、こうした問題を考察する手がかりとしてしばしば参照されるのが、診療契約上の患者の診療記録閲覧権の保障とその制限をめぐり、連邦通常裁判所が一貫して採用してきたとされる「医師の治療上の特権(Privileg)」論である³¹⁾。すでに述べたように、4文という明文の定めがあることから当該法理は社会法において適用されるものではないとされる³²⁾。しかし、当該法理が適用される事案の構造とそこで主張されている患者の記録閲覧権の制限を正当化する論拠を探ることは、右の問題を考える手がかりになるのではないか。そこで次に、こうした法理を手がかりに、本人の利益の保護を理由とした記録閲覧の拒絶可能性について考察する。

ob über die Regelungen des § 25 Abs. 2 und 3 SGB X hinaus eine Beschränkung des Akteneinsichtsrechts aus Gründen zulässig ist, die die Person des Arztes betreffen -, SozVers 1989, S. 312 ff., S. 315. もっとも、A. Maecck が許容するのは医師又は専門職員に危害が加えられる可能性がある場合のみであると解される。

- 30) Steffen Roller, Probleme der Akteneinsicht im Sozialverwaltungsverfahren, NZS 2013, S. 761 ff., S. 764. H. Marburger も、深刻な病などの際に、(医師は関係人の閲覧の要求を思いとどまらせるよう試みることができるとした上で) 関係人が媒介に固執した場合にはそれに従わなければならないが、刑法 34 条にいう緊急事態があるような場合は例外を認めていた。Vgl., Horst Marburger, Akteneinsicht durch Beteiligte im sozialrechtlichen Verwaltungsverfahren, SozVers 1990, S. 118 f., S. 121 (Fn. 18). S. Roller によれば、社会裁判所法 120 条が定める記録閲覧権の保障をめぐるも、類似の問題が生ずるといふ。Vgl. S. Roller, in: Peter-Bernd Lüdtke/Josef Berchtold (Hrsg.), Sozialgerichtsgesetz Handkommentar, 5. Aufl., Baden-Baden 2017, § 120 Rn. 12. Auch, Dirk Bieresborn, Datenschutz bei sozialrichterlicher Tätigkeit (Teil I), SGB 2010, S. 501ff., S. 507.
- 31) Vgl. K. F. Köhler, a. a. O., S. 207 f. Auch vgl. z.B. BGH, Urteil vom 23. 11. 1982 - IV ZR 222/79, NJW 1983, 328; BGH, Urteil vom 23. 11. 1982 - IV ZR 177/81, NJW 1983, 330. また、参照、村山淳子「患者の診療記録閲覧請求権—ドイツにおけるその生成と展開—」早稲田法学会誌 52 卷 (2002 年) 295 頁以下、323 頁。
- 32) K. F. Köhler, a. a. O., S. 207 f.

三 本人の利益の保護を理由とした記録閲覧の拒絶可能性

1 連邦通常裁判所の論理

患者の診療記録には通常「健康上の事情に係る表示」又は「人格の成長及び発展を損なう表示」が含まれている。こうした診療記録の閲覧を求め患者の請求をめぐって、連邦通常裁判所は、原則として閲覧が保障されるが、特別の状況（besondere Situation）があるときは例外的に閲覧の制限が正当化される場合があるという法理を示してきた³³⁾。

ドイツにおける患者の診療記録閲覧請求権の法理を分析した村山によれば、当該法理は「比較衡量において診療記録を閲覧する患者の利益——『患者の情報を与えられる利益』、ひいては『自己決定権の利益』——に優越する対立利益が存在する限りにおいて、患者の閲覧権は制限される」というものである。ここで「優越的な対立する利益として想定されている」のは、「①医師（もしくは病院）の利益（あるいは『医師の人格権』等と表現される）、②患者の治療上の利益、③第三者の利益である。」³⁴⁾

医師の治療上の特権論とは、上記②の利益が存在する場合に「医師が患者に対し確実なことを知らせないでおくことは許されるし、また、そうしなければならない」³⁵⁾とする法理論である。第10編25条2項における記録閲覧権をめぐる議論において学説がこうした理論に言及するのは、その適用においてもつぱら②の利益が問題になるからである³⁶⁾。

33) K. F. Köhler, a. a. O., S. 207. 村山・前掲註31) 論文・320頁。

34) 村山・前掲註31) 論文・328頁。

35) BGH, NJW 1983, 328, 329.

36) ①は医師が自己の職務の遂行上記録した治療の選択や患者に対する主観的な評価などを含むメモ等に係る利益であるから、第10編25条に引きつけて考えるならば、もっぱら「職務上の支障」という理由で閲覧制限が許されるかという問題になる。この問題については、第10編25条制定の経緯がこの問題の解決の手かりになる。すなわち、もともと第10編の政府草案においては、連邦行政手続法29条2項を範として、こうした「職務上の支障」という閲覧拒絶事由が置かれていた。しかし、委員会勧告は、「社会給付行政の特殊な必要性 (spezielles Bedürfnis) への不可欠の調整 (notwendige Anpassung)」(Vgl. BT-Dr. 8/4022, S. 81.) という理由から「職務上の支障」の削除を勧告し、その内容がそのまま3項として制定されたという経緯である。③は、第10編25条に引きつけて考えるならば、3項の問題になる。患者の診療記録閲覧請求権保障論においては、精神医療の場合に診療記録のうちに患者の病歴に関する第三者（患者の家族が主として念頭に置かれる）の申述が含まれる場合や記録を作成した医師の利益（この場合

もっとも、連邦通常裁判所は、こうした例外的な場合が認められるとしても、それは極めて限定的に認められるにすぎないとの立場に立っている。この点につき、初めて患者の診療記録閲覧請求権を認めたとされる³⁷⁾ 1982年11月23日の連邦通常裁判所判決は、次のように判示している。

「客観的な所見（Befund）の閲覧が、それを知ることにより患者の状態を悪化させ、その者に残された余命をあきらめさせ、場合によっては身体的及び精神的な衰弱（Zusammenbruch）の危険を引き起こしうる不都合な予測が患者に間接的に導き出されうことは、本法廷はもちろん認める。しかし、本法廷の見解（Auffassung）によれば、自己決定権の利益においてこのことは甘受されなければならないのであって、所見の完全な開示を始めから治療契約の内容にすることはなおさら患者の自由であったのではなかろうか。」それゆえ、「こうした例外的なケースについての限界は、所見の開示に関しても非常に狭く導かれる」³⁸⁾、と。

ところで、患者の治療上の利益を理由として記録閲覧が拒絶されたケースは、連邦行政裁判所の判決にもみられる。

記録閲覧権を定める連邦行政手続法 29 条が適用される記録の中にも「健康上の事情に係る表示」又は「人格の成長及び発展を損なう表示」が含まれる場合がある。連邦行政手続法 29 条には第 10 編 25 条 2 項に当たる規定は存在しないため、この問題はおそらく連邦行政手続法 29 条 2 項に定められている閲覧拒絶事由に該当するか否かの問題となる³⁹⁾。こうした表示が関係人本人のものである場合、関係人本人が同意をすれば、秘密保持義務はもはや存在しないはずである。しかし、例えば、U. Ramsauer によれば、同時に秘密保持に係る公的利益が存する場合や、特別なケース、例えば自殺の危険を理由に同意者自身が保護されなければならない場合のように、例外が認められるべきケースがあるとされる⁴⁰⁾。

は、患者から危害を加えられないという利益）が、③として考慮されるという（村山・前掲註 31）論文・326～328 頁）。

37) 村山・前掲註 31) 論文・311 頁。

38) BGH, NJW 1983, 328, 329.

39) 連邦行政手続法 29 条 2 項は、「記録の閲覧により行政庁の任務の秩序ある遂行が妨げられ、記録の内容が知れることが連邦若しくはラントの福祉に不利益をもたらし、又は、書類が法律により若しくはその本質により、特に関係人若しくは第三者の正当な利益のために秘密にされなければならない限り、行政庁は記録閲覧を認める義務を負わない。」と定めている。

40) Ulrich Ramsauer, in: Ferdinand O. Kopp/U. Ramsauer (begründet),

患者の診療記録閲覧請求権の保障をめぐる問題は、医師と患者の契約上の権利義務関係における付随義務の問題であった。これに対し、行政裁判所において争われてきたのはもっぱら精神病を要件とした精神病院への強制収容に係る事案である。こうした事案の違いもあることから⁴¹⁾、次に、連邦行政裁判所の判決の論理もみておこう。

2 連邦行政裁判所の論理

1989年4月27日の連邦行政裁判所判決は、かつてラントの精神病院に収容されていた者が、当該精神病院が保有する記録の閲覧を求めたところ拒絶されたという事案である⁴²⁾。連邦行政裁判所は、「申請者の閲覧により、その他の事情で収容のきっかけとなった病状が再び招来される危険があわせて存する場合には、かつての被収容者に、その者に関係するラントの精神病院の記録の閲覧を拒絶することが許される」とする解釈をラント法上の収容関係から導き出した控訴審判決について、こうした、「記録閲覧は自己危険(Selbstgefährdung)を理由に拒絶されることが許されるという」法理は、基本法2条1項に基づく自己決定を求めるかつての被収容者の権利と一致し得ない。」と判示した⁴³⁾。

連邦行政裁判所は、基本法2条1項に基づく自己決定権にはいかなる危険に自らをさらそうとするかに関して決定する権限が含まれると述べる。すなわち、「市民(Staatsbürger)が自らの保護利益において何をしなければならぬかをその者に命ずる権限を国家行政庁に認めることは、基本法2条1項及び基本法1条1項の中核的な基本権規範を通じ基本法によって

Verwaltungsverfahrensgesetz (VwVfG) Kommentar, 17. Aufl., München 2016, § 29 Rn. 39.

41) もちろん、診療契約上の患者の診療記録閲覧請求権の制限をめぐる問題でも、精神治療に携わる医師が治療上の理由から閲覧請求を拒絶するというケースも論じられている。例えば、B. Bucherは、「治療上の特権」について触れ、「とりわけ精神医学及び精神(心理)療法の領域においては、疾病の記録及び面談調書の閲覧は、諸事情の下で、セラピーの成果を危険に陥れるか又は患者の精神状態に好ましくない(negativ)影響を与えうる。」と指摘している。Vgl., Benedikt Bucher, *Recht auf Akteneinsicht*, DuD 2011, S. 896. なお、患者の診療記録閲覧請求権の許容性をめぐり、精神医療の分野が「特別視」されていたという経緯については、村山・前掲註31) 論文・324頁以下を参照。

42) BVerwG, Urteil vom 27. 4. 1989 - 3 C 4/86, NJW 1989, 2960.

43) BVerwG, NJW 1989, 2960.

保障されている包括的な人格権に、核心において矛盾する。このような国家による後見（staatliche Bevormundung）は、憲法に適合しない。」⁴⁴⁾

もっとも、連邦行政裁判所は、こうした「自分自身の活動のリスクを自ら評価し自分自身の危険を甘受するという自己決定権に内在する自由にも限界がある。」と述べ、その内在的な限界として、生命及び身体の不可侵の権利（基本法2条2項1文）を挙げる。

基本法2条2項1文は、国家に市民の生命及び身体の不可侵を保護する義務を課しているから、自己決定権が自己危険のリスクでもって行使される場合には、国家の保護義務は自己決定権に対立することになる。「こうした衝突（Konflikt）の解決の際には、我々の憲法に従い基本法2条1項及び基本法1条1項によって根拠づけられる人格権に認められてしかるべき中心的な重要性（zentrales Gewicht）が顧慮されなければならない。この中心的な自由基本権は、人間の尊厳の直接の発露（Ausfluss）としてその他の基本権にその本質的な意味を与え、それゆえ、その保有者の利益になるように例外的な場合においてのみ制限され得る。」⁴⁵⁾

それでは、具体的にはいかなる場合が例外的な場合と考えられるのか。

連邦行政裁判所は、「例外的な状況があり得るとすれば、それは記録閲覧によって自殺のきっかけが与えられるかもしれないという危険が存在するという場合であるだろう」と述べる。また、連邦行政裁判所は、国家の保護義務の優位（Übergewicht）は、閲覧請求者が「自身による記録閲覧を要求する際、従って自らの自己決定権を行使する際に、自己の意思を自由に決定する能力において病気によりこれが制限されているかもしれない場合」にも考慮に入れることができるだろうと述べる⁴⁶⁾。

連邦行政裁判所は、国家の保護義務に対し自己決定権の行使としての記録閲覧権が優先される理由として、関係人が自己の記録の閲覧を求めることになった経過（Vorgang）ないし原因を挙げている。すなわち、本件のような場合においては、国家が市民の自己決定に従った活動を阻止しようとするという積極的な（positiv）介入が問題なのではなく、国家の活動が、

44) BVerwG, NJW 1989, 2960.

45) BVerwG, NJW 1989, 2960.

46) しかし、控訴審が認定した事実からはいずれの場合も認められないから、本人の利益の保護を理由とした記録閲覧の制限は憲法上正当化されないという。Vgl. BVerwG, NJW 1989, 2960, 2960 f.

自己決定権の行使としての記録閲覧を記録の提示によって可能にすることを消極的に (negativ) 拒絶することが問題なのである⁴⁷⁾。こうした場合、国家の記録閲覧の拒絶は単独で評価されることはできず、強制収容により始まった経過の一部とみなされなければならない。いいかえれば、国家自体がこうした強制収容により記録閲覧をめぐる紛争の決定的な原因をもたらしたのである。かつての被収容者が自己の活動の自由の一部としての情報を受ける権利を実現する際に記録閲覧の承認という国家の協力を求めている (anweisen) のは、精神病院への強制収容という先行する国家の介入の単なる結果 (bloße Folge) として生じたことであり、それゆえに、自己決定権と国家の保護義務との間の比較衡量の過程において国家の保護義務を自己決定権に優先 (Vorrang) させることは正当化し得ない、というのである⁴⁸⁾。

1989年9月5日のミュンヘン高等裁判所判決も、同種の事案において、記録を知るといふ「利益の確保は、基本法1条1項と結びついた基本法2条1項に基づく人格の自由な発展という基本権の表現である。この一般的な人格権は、原告の自由な自己決定を保障し、原告がその知識なくして、かつ、防御の可能性なくして行政庁の調査の対象になることから原告を守るのである。」と判示している。そして、一般に、市民は自己の生活の営み (Lebensführung) にとっていかなる知識が必要と考えるかを決定することを自らに委ねられたままでいなければならない、とする同法廷の立場は、「健康上の損害の危険」(Gefahr gesundheitlicher Schädigung) が存するとの理由で記録閲覧を拒絶することは基本法1条1項と結びついた基本法2条1項に基づく人格の自由な発展を求める基本権と原則として一致し得ないと判示した前記連邦行政裁判所判決によって認められた (bestätigen) と述べている⁴⁹⁾。

47) BVerwG, NJW 1989, 2960, 2961.

48) BVerwG, NJW 1989, 2960, 2961.

49) VGH München, Urteil vom 5. 9. 1989 - 25 B 88.01631, NVwZ 1990, 775, 777. 同法廷は、すでに前記連邦行政裁判所判決以前に同種の事案においてこうした見解を示していた (VGH München, Beschluss vom 8. 12. 1987 - 25 C 8701145, NVwZ 1988, 1615)。なお、同法廷は、本文のように述べたうえで、「重大な危険にさらされること」(schwere Gefährdung) を理由に記録閲覧が禁止されるような限界事例が存在する証拠を被告は具体的に (substantiiert) 提出しておらず、また、この点についても明らかではないと述べている。

このようにして、連邦行政手続法上の記録閲覧権は、基本法2条1項が保障する一般的な人格権によっても基礎づけられるのであって、このことは社会法上の行政手続においても同様であると解される⁵⁰⁾。また、連邦行政手続法上の記録閲覧権については、これを本人の利益保護から制限するという例外的な場合が認められるとしても、それは重大な危険がある場合や本人が自己決定を完全に行い得ない場合に限られるという法理の存在が認められた。こうした法理は社会法上の行政手続にも適用されるのだろうか。

四 自己情報の開示に係る記録閲覧権論の到達点

1 第10編25条2項の意義の再評価

一般行政領域とは異なって、社会法領域において三でみてきたような紛争が生じていないのは、第10編25条2項の存在にあるのではないかと考えられる。なぜなら、第10編25条2項は、本人の利益の保護のために記録閲覧の拒絶が生じることがすでに織り込まれた規定であると解されるからである。すなわち、「過度の不利益」が生ずるおそれがある場合には医師又は専門職員に「媒介」させるべきとの規定は、医師又は専門職員によりできる限り関係人本人の不利益をやわらげたうえで、それでもその者が請求すれば、その者の自己決定権を尊重し、記録を閲覧させなければならないという論理を内在するものと解される。それゆえ、前記連邦行政裁判所判決が挙げたような、本人の利益の保護のためにその者の記録の閲覧が制限される可能性が認められる場合こそ、医師又は専門職員に委ねるべきとの本規定の趣旨が発揮されるケースなのではないかと考えられる⁵¹⁾。

こうしたことから、記録の閲覧を医師等の専門家に「媒介」させることによって記録閲覧権の保障と閲覧請求者本人の利益保護の調和を図るとい

50) Vgl. z.B. Reimund Schmidt-De Caluwe, in: Eberhard Eichenhofer/Ulrich Wenner (Hrsg.), Kommentar zum Sozialgesetzbuch X. Sozialverwaltungsverfahren und Sozialdatenschutz, 2. Aufl., Köln 2017 (以下、「Eichenhofer/Wenner SGB X」という)、§ 25, Rn. 1.

51) そうだとすると、第10編25条2項の規定は、一般行政領域においても普遍的に妥当する規定だということになるのではないか。C. H. Uleは、第10編制定時にすでにこうした点を指摘していた。Vgl. Carl Hermann Ule, Verwaltungsverfahren im Sozialgesetzbuch, VSSR 1980, S. 283 ff., S. 290.

う2項の意義は、より詳細には以下の二点に区別して理解することができるのではなからうか⁵²⁾。

2 二つの意義

すなわち、第一は、医師又は専門職員に記録の内容の説明をさせることによって、関係人の内容に対する理解度を高め、誤解を避け、内容につき了解してもらおうという点である。いいかえれば、関係人の理解度・納得度を高めるために、医師等の専門家が、記録の内容についてわかりやすく説明するのだということである。そうすると、医師等が、記録の内容に加えて、なぜこうした情報が給付決定にとって必要なのかを説明をすることは否定されないし、むしろそうしたことも要請されるのではないかと解される⁵³⁾。「健康上の事情に係る表示」又は「人格の成長及び発展を損なう表示」である場合に一般的に行政庁に媒介の権限を与える趣旨は、このような点にあると考えられる。

第二に、医師又は専門職員に記録の内容の説明をさせることによって、関係人の危険を回避することである⁵⁴⁾。いいかえれば、当事者にとってセンシブルな記録を閲覧する場合の予防措置である⁵⁵⁾。例えば、R. Schmidt-De Caluwe は、「手続的な性質を有する医師という中間の回路 (Die

52) C. Franz, jurisPK, § 25 Rn. 33.

53) こうした説明は、制度上は、総則 13 条「啓発」(Aufklärung) から同 15 条「情報提供」(Auskunft) において、とりわけ同 14 条の「助言」(Beratung) に基づき行われるべき活動と位置づけられている。第 10 編 25 条からは記録閲覧権の存在を関係人に告知する行政庁の義務は生じないと解されているので、こうした権利の存在を関係人に告知することも総則 14 条から生ずる義務である。このように、総則に基づく情報提供の仕組みは、記録閲覧の補完的な役割を果たすものである (J. Siefert, von Wulffen SGBX, § 25 Rn. 23.)。これらの制度の概略については、さしあたり、vgl. z. B. Elka-Maria Hinrichsen-Kiesler, in: Wolfgang Fichte/Hermann Plagemann (Hrsg.), Sozialverwaltungsverfahrenrecht, 2. Aufl., Baden-Baden 2016 (以下、「Fichte/Plagemann SVwVfR」という)、S. 157, Rn. 383 ff.; Peter Mrozynski, Sozialgesetzbuch Allgemeiner Teil (SGB I), 5. Aufl., München 2014, § § 13-15; K. F. Köhler, a. a. O., S. 27-79. また、乙部哲郎「西ドイツ情報公開法の一考察—行政上の Auskunft 法制の展開を中心として」神戸学院法学 11 卷 3 号 (1981 年) 1 頁以下、小川 政亮「社会保障権と広報義務—主としてドイツ連邦共和国社会法典総則における」日本福祉大学研究紀要 74 卷 1 号 (1987 年) 77 頁以下のほか、こうした給付決定に係る情報提供義務に関連するものとして、前田雅子「ドイツ社会保障行政における『援助』に関する一考察 (一) (二)・完」法学論叢 129 卷 4 号 (1991 年) 77 頁以下、同 130 卷 2 号 (同年) 81 頁以下等がある。

54) C. Franz, jurisPK, § 25 Rn. 33.

55) J. Siefert, von Wulffen SGBX, § 25 Rn. 28.

verfahrensmäßige Zwischenschaltung eines Arztes) は、ここでは関係人の保護に仕える。基本法2条2項から生ずる義務にその限りでは従う立法者は、当事者が、深刻な (schwer)、場合によっては治療不可能な疾病を抱えていることを記録の閲覧を通じて初めて知る結果、状況の扱いにおいて同時に援助 (Hilfe) を提供しうる、思いやりのある (schonend) かつ専門知識に基づいた説明 (Erläuterung) が適切であるというケースをここでは念頭においている。⁵⁶⁾ と述べている。このように、健康又は (及び) 人間に関する専門家を介することによって、記録閲覧権の保障と同時に、当該情報を知ることにより生じうるマイナスの反応をやわらげ、かつ、こうした専門家の援助を通じて当該反応がもたらす不利益から本人を保護すること、またそうした不利益を最小限にすることが、「過度の不利益」が生ずるおそれがある場合に医師等の「媒介」を義務づける趣旨と捉えられよう⁵⁷⁾。E.-M. Hinrichsen-Kiesler が、「第10編25条2項により、記録閲覧権は、行政庁の一定の扶助義務 (Fürsorgepflicht) に基づき修正される。」と説明するのも、同様の趣旨であろう⁵⁸⁾。2項の解釈において、本人の利益保護の観点から関係人本人の閲覧を拒絶できるケースがあるとする見解は、「過度の不利益」のうち一定の事由を別途取り出し、当該事由について「扶助義務」を念頭に閲覧の拒絶を認める趣旨のものと解される。こうした見解は、第10編25条2項が関係人本人に「過度の不利益」を与えうるあらゆる事柄をこれに当たるものと捉え、こうした事情につき医師等の専門家に

56) R. Schmidt-De Caluwe, Eichenhofer/Wenner SGB X, § 25 Rn. 12.

57) こうした役割を果たすべき医師等は、関係人の医学的問題に答えなければならぬだけでなく、深刻な病の場合には本人による記録の閲覧を思いとどまるよう試みることができるとも指摘されている。Vgl. K. F. Köhler, a. a. O., S. 207.

58) E.-M. Hinrichsen-Kiesler, Fichte/Plagmann SVwVfR, S. 174, Rn. 468. H. Lang は、1項から生ずる請求権は、実体的に制限することなくして2項により修正されるという。すなわち、2項は、「記録閲覧を『するか否か』(Ob)を規律するのではなくて、当事者である関係人に対し健康上重要な情報の可能な限り思いやりある告白が目指されるといういわばパターンリスティックな方法において、『いかにして』(Wie)ということのみを規律する」(H. Lang, LPK, § 25 Rn. 10)。J. Siefert は、医師は記録の内容の何を開示するか決める権限を持たず、その限りでは、25条2項は記録の全内容及びなければならない記録閲覧の実施に関する特別なやり方のみを定めていると指摘する (J. Siefert, von Wulffen SGB X, § 25 Rn. 31.)。なお、「その代わりに」という25条2項1文の文言は記録閲覧権を制限するものとの理解に立って、これを4文がもう一度否定していると説明するものとして、F. Bielefeld, a. a. O., S. 106. 閲覧拒絶事由の一つとして説明するものとして、Andreas Marschner, in: Harald Pickel/A. Marschner, SGB X Kommentar zum Sozialgesetzbuch Zehntes Buch, Heidelberg 2014, § 25 Rn. 19.

対応させることでその者の利益を保護しつつその自己決定権を保障するという当該規定の意義を十分に理解していなかったゆえに生じたのではなからうか。

おわりに

このようにして、自己情報の開示に係る記録閲覧権の保障は、基本法1条1項と結びついた基本法2条1項に基づく自己決定権の保障という意義を有する。自己情報の開示に係るこうした「情報の自己決定権」(Recht auf informationelle Selbstbestimmung)⁵⁹⁾の保障という意味での記録閲覧権の保障は、行政庁が決定を見出す際に根拠とした、あるいは場合によっては根拠にしようとした完全な記録の正確な認識を可能にする。これにより、行政庁が職権探知に基づき収集した情報の誤りを検証することが可能となり、収集された情報が誤っていればその訂正を行う機会が関係人に与えられることに加え、受給権の実現のための十分な情報の確保も可能となる⁶⁰⁾。こうした意義は、自己情報に係わらない記録の閲覧についても当てはまるものと解される。

もっとも、社会データ保護、とりわけ第三者の情報保護の観点に基づく記録閲覧権の制限の範囲や記録閲覧の具体的な保障方法によっては、右の意義が失われる可能性も考えられる。第10編25条に基づく記録閲覧権論

59) 1983年12月15日の連邦憲法裁判所判決(いわゆる「国勢調査判決」)(BVerfG, Urteil vom 15. 12. 1983 - 1 BVR 209/83, BVerfGE 65, 1.)は、基本法1条1項と結びついた基本法2条1項の基本権は「各人が自己の個人データの開示 (Preisgabe) 及び使用について、原則として自ら決定する権限」を保障していると述べ、裁判例において初めてこれを「情報の自己決定権」と明示した判決である。国勢調査判決については、さしあたり、藤原静雄「西ドイツ国勢調査判決における『情報の自己決定権』」一橋論叢94巻5号(1985年)728頁以下を参照。ドイツの情報の自己決定権論をめぐるごく最近の論稿として、さしあたり、高橋和広「情報自己決定権に関する一理論的考察」六高台論集法学政治学編60巻2号(2014年)105頁以下がある。

60) 以上の点について、vgl. Thomas Palm, Akteneinsicht im öffentlichen Recht, Frankfurt am Main 2002, S. 25 f.; K. F. Köhler, a. a. O., S. 189. 玉蟲は、国勢調査判決を厳密に読めば、公権力がある個人に関する情報を取得・処理する場合、当該個人は自己決定権を行使するためにも自己のデータに関して知らされなければならないという原則が生ずるはずであるとし、「このことからすれば、当該個人は原則として公権力に対して直接に自己に関わる資料の閲覧を求める権利(自己情報請求権)を有することになろう。」と述べていた。参照、玉蟲由樹「ドイツにおける情報自己決定権について」上智法学論集42巻1号(1998年)115頁以下、159頁。

の全体像を明らかにするためには、こうした問題について解明する課題がなおも残されている⁶¹⁾。

最後に、社会行政手続法上の記録閲覧権と「情報の自己決定権」の保障を具体化する社会データ保護法上の自己情報開示請求権 (Auskunftsrecht des Betroffenen) との関係について、若干の補足をしておきたい。

社会データ保護法は、第 10 編 83 条において、行政が保有する自己のデータに係る行政機関の「開示」(Auskunft) 義務を定めている⁶²⁾。当該規定は、本人にとっての透明性 (Transparenz) を実現するものであり、「情報の自己決定権」の現れである⁶³⁾。当該規定に基づく自己情報開示請求権は、第 10 編 25 条に基づく記録閲覧権と並び独立して存在している⁶⁴⁾。第 10 編 25 条に基づく記録閲覧権は、自己の法的利益又は防御のために必要な限りでのみ保障されるため、自己のデータ保護を求める権利を包括的に確保しようとするならば、第 10 編 25 条のみでは十分ではないことに留意しておきたい⁶⁵⁾。

61) 閲覧拒絶事由を定める第 10 編 25 条 3 項をめぐることは、もっぱら関係人以外の第三者のデータ保護が問題となっており、近年重要な判決も現れている。また、閲覧の保障方法については、例えば第 10 編 25 条 5 項において複写請求権が認められるなど連邦行政手続法 29 条には存在しない定めが置かれていることもあり、実務上重要な論点が論じられている。

62) 開示を義務づけられた機関には、第 10 編 83 条 1 項 1 号から 3 号までの事由については裁量が認められていないため、当該規定は当事者の権利を定めたものと解されている。Vgl. Eberhard Jung/Helmut Dankelmann, Eichenhofer/Wenner SGB X, § 83 Rn. 1, 3. 第 10 編 83 条 1 項は、以下のように定める。「(1) 本人 (Betroffene) は、以下の各号に掲げる事項について、開示を求めることができる。1 自己に関して蓄積されたデータ及び当該データの情報源に関するデータ 2 データが譲渡される受領者又は受領者の範疇、並びに、3 蓄積の目的」(以下略)。

63) Gerrit Hornung/Knut Seidel, Fichte/Plagmann, SVwVfR, S. 417, Rn. 61.

64) G. Hornung/K. Seidel, ebenda. ドイツ法上、Einsicht は直接情報をみるという意味を含む概念である一方、Auskunft は、方法はともかく情報が提供 (開示) されるという意味合いを含む概念であるようである。例えば、ドイツ連邦情報公開法 1 条 2 項は、「行政庁は情報を与え (Auskunft erteilen)、文書閲覧をさせ (Akteneinsicht gewähren) 又はその他の方法で情報を提供する (Informationen in sonstiger Weise zur Verfügung stellen) ことができる。」(米丸恒治訳・同前掲註 5) 論文・48 頁) と定めており、これらの概念が使い分けられている。

65) 社会行政手続法上の記録閲覧権の保障が、行政手続の過程において「自己の法的利益の主張又は防御のために必要」という要件がある場合に限られていることに対する批判については、vgl. z.B. K. F. Köhler, a. a. O., S. 332 f. もっとも、年金保険主体の実務においては、自己情報開示請求権は重要な意味を持たないと指摘される。なぜなら、通例の行政活動の枠組みにおいてすでに被保険者の口座の内容についての情報提供が行われており、かつ、25 条に基づく記録閲覧権が存在するからであるという。Vgl. D. Bieresborn, von Wulffen SGB X, § 83 Rn. 2.

こうした社会データ保護法上の自己情報開示請求権の保障においても、関係人本人に「過度の不利益」を与えるおそれがある表示の開示が求められる場合がありうる。こうした場合には、第10編25条2項が準用される(第10編83条1項5文)。したがって、社会行政手続法の枠組みにとどまらない自己情報の開示請求をめぐっても、これまでの議論が当てはまることになろう⁶⁶⁾。

66) Vgl. z.B. Eva-Maria Paulus, jurisPK, § 83 Rn. 13. 日本においては、行政機関個人情報保護法が、本人による自己情報の開示請求に対し原則として開示義務を課した上で(14条1項)、不開示事由の一つとして、本人の「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を挙げている(同条同項1号)。総務省によれば、「本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合」であって、その例として患者の治療上の利益に係る場合が挙げられている。詳細については、総務省管理局監修・行政情報システム研究所編『行政機関等個人情報保護法の解説〔増補版〕』(ぎょうせい、2005年)81頁の他、宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第5版〕』(有斐閣、2016年)491頁以下等を参照。

また、各地の個人情報保護条例においては、自己情報の不開示事由として、しばしば、個人の評価、診断、判定等に(著しい)支障が生ずるおそれがあるような場合が挙げられている。社会保障行政領域における行政保有情報の本人開示が拒否された事例には、こうした事由に基づく事例(例えば、生活保護のケースワーク記録の自己情報開示請求の拒否決定が取り消された、東京地判2007(平成19)年7月4日賃金と社会保障1449号62頁など)の他、患者に治療上の悪影響を及ぼす場合に本人の利益を損なうおそれがあると認められる情報であるとして、医療機関における診断に係る情報が不開示情報に該当するとされた事例がみられる(東京地判2013(平成25)年6月28日判例地方自治386号74頁)。なお、児童相談所や更生相談所の心理判定記録や職能判定記録については、開示した場合に本人の不利益になる一方で、「現代的プライバシー権」の観点から、「現場窓口で開示に関する具体的客観的な説明を十分行ったうえで、そのあとはクライアント本人の判断に任せるということになるのであろうか。」(高間満「社会福祉行政における情報公開とプライバシー保護」ソーシャルワーク研究23巻1号(1997年)8頁)といった指摘もなされていた。